

七十三 第67条の5《特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	第67条の5《特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例》関係
(廃止)	<p>(交換により取得した株式の帳簿価額)</p> <p>67の5-1 措置法第67条の5第1項に規定する交換により取得した同項に規定する特定株式投資信託の信託財産に属する株式に付すべき帳簿価額は、その取得した株式の銘柄ごとに次の算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(算式)</p> $\text{当該交換により取得したその銘柄の株式の取得価額} - \left[\frac{\text{措置法第67条の5第1項の規定により損金の額に算入する金額}}{\text{当該交換により取得したその銘柄の株式の取得価額}} \times \text{当該交換により取得した株式の取得価額の合計額} \right]$

七十四 第67条の9及び第67条の10《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
第67条の9及び第67条の10《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係	第67条の9～第67条の11《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係